

岐阜県公報

第二千九百二十三号
平成三十年二月二十日

(火曜日)

目次

告 示

保安林に指定する予定である旨の通知
道路の供用開始
(治 山 課) 九二
(道路維持課) 九二

公 示

大規模小売店舗の新設の届出に関する件
建設業法に基づく建設業者の許可の取消し
公共事業執行支援システム運用委託業務の仕様書案に対する意見招請に関する公告
(商業・金融課) 九二
(技術検査課) 九三
(同) 九四

告 示

岐阜県告示第七十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成三十年二月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
中津川市川上字タハタ五一〇の四
 - 二 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- () 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。()

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる
ときは翌日)

平成三十年二月二十日

岐阜県告示第七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成三十年二月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

恵那市笠置町河合字下栃一八一の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字下栃一八一の一（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部

治山課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第七十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供

用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年二月二十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持

課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年二月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備 考 (区域又は 決定又は 変更の告 示年月日 ほか)
県道	大 那 湫 線	恵那市武並町藤字白垣外一七 四五番二地先から 同市同町同字鳥居前一七 三七番一地先まで	七〇・六	平成 三〇・二・二〇	平成 三〇・八・三

公 示

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があつたので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。

なお、その届出書等は平成三十年二月二十日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び西濃県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成三十年二月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成三十年二月七日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社コスモス薬品

三 建物の名称及び所在地

(仮称) ドラッグコスモス長松店

- 四 大垣市長松町字小柳二二五八番一 外
大規模小売店舗の新設日
平成三十年十月八日
- 五 店舗面積
一、六三三平方メートル
- 六 駐車場の収容台数
五六台
- 七 荷さばき施設の面積
三二平方メートル

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項第四号（廃業等）の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十年二月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

取消年月 日	商号又は 名称	代表者の 氏名	主たる営業所 の所在地	許可番号	取り消した工事業
平成二十 九年十二 月二十六 日	株式会社 桐建	代表取締 役 桐山 中庸	大垣市築捨町 五九五二	般二十七 一七二五八	建築及び大工工事業
平成二十 九年十二 月二十六 日	高木工務 店	高木直樹	大垣市上石津 町牧田一一〇 四番地一	般二十九 二〇〇三九	大工工事業
平成二十 九年十二 月二十六 日	廣瀨木工 所	廣瀨良夫	大垣市深池町 二〇四番地二	般二十七 二〇〇八一	建具工事業
平成二十 年	川瀨電気	川瀨忍	海津市南瀬町	般二十八	電気工事業

平成三十 年一月十 五日	馬淵工業	馬淵篤	岐阜市茜部寺 屋敷二丁目二 四一	般二十七 一〇一六一	とび・土工工事業
平成三十 年一月十 日	大澤建築	大澤茂	加茂郡八百津 町八百津上石 原四一八〇	般二十七 五〇〇四三	建築及び大工工事業
平成三十 年一月十 日	栄尚建設	原理人	羽島市足近町 四丁目二八二 番地三	般二十七 一〇二九五	土木、とび・土工 及び舗装工事業
平成三十 年一月十 日	有限会社 高橋設備	代表取締 役 柿沼 康一	本巣市早野一 九五番地二	般二十七 一〇〇六九	消防施設工事業
平成三十 年一月十 日	メイ工業 株式会社	代表取締 役 高田 英季	〇番地	〇	消防施設工事業
平成三十 年一月十 日	株式会社 森七組	代表取締 輔 森大	多治見市希望 ヶ丘二丁目六	般二十五 六〇〇一一	建築及び内装仕上 工事業
平成三十 年一月九 日	株式会社 大竹工務 店	代表取締 役 大竹 勇夫	美濃市二八九 四	般二十九 二九二一	建築工事業
平成三十 年十二月 二十八日	大電	大野良治	可児市今渡三 〇一一二	般・特二十 八二五五	土木、建築、とび・ 土工、舗装、造園 及び水道施設工事業
平成二十 九年十二 月二十七 日	建心	仲井淳史	関市下有知一 一五五番地四	般二十七 三五〇三四	電気工事業
平成二十 九年十二 月二十六 日			揖斐郡池田町 沓井二二四	般二十八 三〇〇二九	建築工事業
平成三十 年一月十 五日			上野戸一〇 二五番地六	二〇一一 九	

平成三十年一月十六日	株式会社 TOOT RUST	代表取締役 優 勝川	加茂郡八百津町和知九七一番地	般二十七 五〇〇七五 六	内装仕上工業
平成三十年一月十七日	安田内装	安田悦男	岐阜市雷田一四五	般二十九 一〇一〇五 六	内装仕上工業
平成三十年一月十八日	大日産業	児玉賢司	羽島郡笠松町長池三三〇番地	般二十七 四九〇一 八	土木、とび・土工及び舗装工業
平成三十年一月十八日	神山建設	神山潤	岐阜市西秋沢二丁目一一一番地	般二十七 一〇二八 八	建築及び大工工業

公共事業執行支援システム運用委託業務の仕様書案に対する意見招請に関する公告

公共事業執行支援システム運用委託業務の仕様書案の作成が完了したので、次のごおし仕様書案に対する意見を招請します。

平成三十年二月二十日

岐阜県知事 古田 義

- 1 調達役務の名称及び数量
公共事業執行支援システム運用委託業務 一式
- 2 意見の提出方法等
 - (1) 提出期限 平成30年3月12日(月)午後5時(郵送の場合は必着のこと。)
 - (2) 提出先 〒500 8570 岐阜市藪田南二丁目1番1号
岐阜県県土整備部技術検査課建設情報係
電話 058 272 1111 (内線3630)
 - (3) 提出方法 仕様書案とともに交付する様式(仕様書案に対する意見書)に意見等を記入し、2の②に持参又は郵送により提出すること。
- 3 仕様書案の交付期間及び交付場所

- (1) 交付期間 平成30年2月20日(火)から平成30年3月2日(金)までの毎日(県の機関の休日を除く。)午前9時から午後5時まで
- (2) 交付場所 2の②に同じ。
- 4 意見招請に関する事務を担当する部局 2の②に同じ。
- 5 Summary

- (1) Subject of the materials to be put forward for comment:
Outsourcing the operations of the support system for implementing public works and projects: One set
- (2) Date and time for the distribution of materials for comment:
Every day from 9:00 a.m. to 5:00 p.m. from 20 February 2018 through 2 March 2018 (excluding weekends and national holidays)
- (3) Deadline for the submission of amendments and additions to the materials for comment:
5:00 p.m., 12 March 2018
(Amendments and additions submitted by mail must be received by 5:00 p.m., 12 March 2018.)
- (4) For further information, please contact:
Construction Technology Inspection Division, Department of Prefectural Land Management, Gifu Prefectural Government
2-1-1 Yabuta-minami, Gifu City, 500-8570
Tel: 058-272-1111 Ext.3630

平成三十年一月五日発行

発行者 岐阜県
発行所 岐阜県庁

岐阜市藪田南二丁目一〇番一

電話 岐阜県庁 岐阜市三輪坂二丁目二番一三三

岐阜県庁